介護予防事業に関するQ&A (平成19年3月14日)

(問1)新しい特定高齢者の決定方法等の適用は、4月1日から必ず適用しなければならないのか。現在、各市町村で用いている医師の判定区分に係る様式はどうか。

(答)

- 1 平成19年4月1日から施行することを原則とするが、やむを得ない場合でも遅くとも4月中に施行できるよう準備を進めていただきたい。
- 2 医師の判定区分の文言も同様であり、やむを得ない場合でも遅くとも4月 中に新様式で対応できるよう準備を進めていただきたい。
- (問2) 医師による生活機能評価の判定を報告する書式について例示はしない のか。

(答)

今回の改正による医師が行う生活機能評価の判定報告の手順及び考え方に ついては、保健事業実施要領に明示しており、お尋ねのような書式を例示す る予定はない。

(問3)基本健康診査の生活機能評価において特定高齢者の決定方法に該当せず、「生活機能評価の低下なし」とされた者について、医師が何らかの支援が必要と判断した場合には、市町村においてその者を介護予防事業等の対象としてよいか。

(答)

- 1 介護予防一般高齢者施策は、市町村独自の基準で介護予防事業の対象者を 決め、事業を実施することが可能であり、質問のような場合には積極的に介護予 防一般高齢者施策の対象とすることが適当である。
- 2 各市町村においては、介護予防一般高齢者施策と介護予防特定高齢者施策及 びその他の関連する事業を適切に組み合わせて、地域の実情に応じた効果的な 介護予防事業を展開していただきたい。

(問4) 平成18年度に特定高齢者に決定された者は、平成19年度においても介護予防特定高齢者施策による通所型介護予防事業または訪問型介護予防事業を利用することは可能か。

(答)

- 1 平成18年度に特定高齢者に決定され、通所型介護予防事業または訪問型 介護予防事業を利用中に平成19年度を迎えた場合でも、引き続き、これら の事業に参加することを勧めていただきたい。
- 2 平成18年度に特定高齢者に決定されたが、これらの事業に参加しないで 平成19年度を迎えた場合は、次の生活機能評価を受診し特定高齢者の決定 結果がでるまで、引き続きこれらの事業に参加することを勧めていただきた い。
- (問5) 医療機関における日常の診療等において、特定高齢者の候補者に対し 生活機能評価と同等の評価を行った場合、その結果を当該医療機関が市町 村に提供することは可能か。また、この場合の費用を医療保険における診 療情報提供料として請求することは可能か。

(答)

- 1 保険医療機関が、介護予防特定高齢者施策の必要性を認めた患者について、市町村又は地域包括支援センターに対し診療状況を示す文書を添えて 患者の紹介を行った場合には、診療情報提供料(I)を算定できる。
- 2 ただし、診療情報提供料(I)を算定する場合には、①患者への説明と同意、②紹介先である市町村等との事前調整、③所定の様式又はこれに準じた様式による文書交付など、診療報酬の算定に当たって定められた手続きを踏む必要がある。
- 3 なお、本件については、厚生労働省保険局医療課に確認済みである。

(平成17年10月31日老人保健事業・介護予防事業に関するQ&A問7は本問に差し替える。)

(参考) B009 診療情報提供料(I)

注2 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村又は介護保険法第46条第1項の規定により都道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業者等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保険福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

軽度者に係る福祉用具貸与の利用事例調査結果に基づき、その判断方法について、専門家による意見等を踏まえて検討した 結果、以下のとおり、その運用を一部見直すことを予定している。

1. 実態調査の分析結果

○「現行の判断方法では例外給付の対象と判断されないものの、 例外的に福祉用具が必要な状態に該当する事例」として都道 府県から提出されたものうち、分析可能であった2,825事 例について、専門家による分析を行った。

【分析結果】

- 事例に記載されている「身体状況」と利用している福祉用具の機能、福祉用具を必要とする理由を、専門家により臨床的に分析。当該分析の結果、現行の原則要介護認定データによる判断方法に加え、以下の I ~Ⅲに類型化される「例外給付の対象とすべき事案」が存在することが確認された。
 - 上 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
 - Ⅲ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
 - 無疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

2. 見直しの方針

○ 福祉用具貸与の基本的な枠組みについては変更しないが、上記の分析結果に基づき、例外給付の「判断方法」の運用については、次のとおり、見直すことを予定している(通知改正)。

例外給付の「判断方法」について、現行の要介護認定データに基づく方法を原則としつつも、上記 | ~ III のいずれかに該当する者であることが、

- ア 「医師の意見(医学的な所見)」に基づき判断され、
- イ サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏 まえていることを
- ウ 市町村長が「確認」している ものであれば、例外給付を認める仕組みとする(判断手続きの一部 見直し)

3. 今後の進め方

- 〇2月中 パブリックコメント
- 〇3月中 通知改正
- 〇4月 見直し後の新たな取扱い開始

(参考)

表一種目別件数

		件数
I	特殊寝台	2, 524
П	床ずれ防止用具・体位変換器	78
Ш	移動用リフト	223
合	計	2, 825

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの見直しについて

平成19年2月28日厚生労働省老健局振興課

平成18年度介護報酬改定に伴い、介護保険における福祉用具貸与については、 軽度の方(要支援1、2及び要介護1)の状態像からは利用が想定しにくい種目 について、保険給付の対象とならない仕組みへの改正が行われ、例外的に給付さ れる状態像の判断方法として、認定調査結果(客観的な指標)を活用することと されました。

しかしながら、昨年秋に実施した全国の自治体調査の結果を専門家に分析していただいた結果、こうした判断方法では、福祉用具が必要な状態であるにもかかわらず、例外給付の対象とならないことが判明いたしました。

つきましては、軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて、下記のとおり 御意見を募集いたします。

また、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

1 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法で提出してください。 なお、提出していただく御意見には、必ず「介護保険制度における軽度者に 対する福祉用具貸与に関する意見」と明記してください。

- 電子メールの場合 電子メールアドレス: kaigoyougu@mhlw.go.jp(テキスト形式)
- ファクシミリの場合ファクシミリ番号:03-3503-7894厚生労働省老健局振興課あて
- 郵送の場合
 〒100-8916東京都千代田区霞が関1-2-2
 厚生労働省老健局振興課あて

2 意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所・年齢・職業を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください。お寄せいただいた内容については、氏名(法人名)・住所(所在地)を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

3 意見提出の締め切り日 平成19年3月29日(必着)

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

軽度者に係る福祉用具貸与の利用事例調査結果に基づき、その判断方法について、専門家による意見等を踏まえて検討した結果、平成19年4月より、以下のとおり、その運用を一部見直すことを予定している。

1. 実態調査の分析結果

○「現行の判断方法では例外給付の対象と判断されないものの、 例外的に福祉用具が必要な状態に該当する事例」として都道 府県から提出されたもののうち、分析可能であった2,825 事例について、専門家による分析を行った。

【分析結果】

- 事例に記載されている「身体状況」と利用している福祉用具の機能、福祉用具を必要とする理由を、専門家により臨床的に分析。当該分析の結果、現行の原則要介護認定データによる判断方法に加え、以下の I ~Ⅲに類型化される「例外給付の対象とすべき事案」が存在することが確認された。
 - 上 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
 - Ⅲ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
 - 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

2. 見直しの方針

○ 福祉用具貸与の基本的な枠組みについては変更しないが、上記の分析結果に基づき、例外給付の「判断方法」の運用については、次のとおり、見直すことを予定している(通知改正)。

例外給付の「判断方法」について、現行の要介護認定データに基づく方法を原則としつつも、上記 | ~ || のいずれかに該当する者であることが、

- ア 「医師の意見(医学的な所見)」に基づき判断され、
- イ サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏 まえていることを
- ウ 市町村長が「確認」している ものであれば、例外給付を認める仕組みとする(判断手続きの一部 見直し)

(参考)

表一種目別件数

		件数
I	特殊寝台	2, 524
П	床ずれ防止用具・体位変換器	78
Ш	移動用リフト	223
合	計	2, 825

(傍線の部分は改正部分)

後 (案) 改 Œ

第二 居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費 | 第二 居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費 まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する事項

- 9 福祉用具貸与費
 - (1) (略)
 - (2)経過的要介護又は要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費
 - ① 算定の可否の判断基準

ア~イ (略)

ウ また、アにかかわらず、次の i) から iii) までのいずれかに 該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サ ービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福 祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあって は、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認す ることにより、その要否を判断することができる。この場合に おいて、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書に よる確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴 取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する 方法でも差し支えない。

i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によ って又は時間帯によって、頻繁に第23号告示第19号のイ に該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

ii)疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間 のうちに第23号告示第19号のイに該当するに至ることが 確実に見込まれる者

改 ΤĒ

まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する事項

- 9 福祉用具貸与費
 - (1) (略)
 - (2)経過的要介護又は要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費
 - ① 算定の可否の判断基準 ア〜イ (略)

(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii)疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第19号の

イに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでも(i)~(iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、(i)~(iii)の状態であると判断される場合もありうる。

② (略)

② (略)

③ 経過措置について

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)第 3条の施行の日(以下「施行日」という。)前に対象外種目に係 る指定福祉用具貸与を受けていたもの(以下経過措置対象者とい う。)については、軽度者で第23号告示第19号のイで定める状態 像の者でなくとも、施行日から起算して6月を超えない期間にお いて、対象外種目に係る指定介護予防福祉用具貸与を受けること ができることとされている。

この場合、経過措置対象者は、平成18年4月1日から同年9月3 0日までの間に施行日前の認定の有効期間又は契約期間が終了した 場合であっても、認定や契約の更新がなされた場合は、引き続き、 施行日から起算して6月を超えない期間までは、対象外種目に係 る指定福祉用具貸与を受けることが可能である。

(傍線の部分は改正部分)

後 (案) 改 īE. 改 TF 前 第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 11 介護予防福祉用具貸与費 11 介護予防福祉用具貸与費 (1) (略) (1) (略) (2) 要支援1又は要支援2の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費 (2) 要支援1又は要支援2の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費 ① 算定の可否の判断基準 ① 算定の可否の判断基準 ア~イ (略) ア~イ (略) ウ また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに 該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サ ービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福 祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあって は、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認す ることにより、その要否を判断することができる。この場合に おいて、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書に よる確認のほか、医師の診断書又は担当の職員が聴取した介護 予防サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法で も差し支えない。 i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によ って又は時間帯によって、頻繁に第23号告示第52号におい て準用する第19号のイに該当する者 (例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象) ii)疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間 のうちに第23号告示第52号において準用する第19号のイに 該当するに至ることが確実に見込まれる者

-116

(例 がん末期の急速な状態悪化)

- iii)疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第52号において準用する第19号のイに該当すると判断できる者
- (例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥 下障害による誤嚥性肺炎の回避)
- 注 括弧内の状態は、あくまでも(i)~(iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、(i)~(iii)の状態であると判断される場合もありうる。

② (略)

- ② (略)
- ③ 経過措置について

介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)第3条の施行の日(以下「施行日」という。)前に対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けていたもの(以下経過措置対象者という。)については、軽度者で「厚生労働大臣が定める者等」(平成12年厚生省告示第23号)第52号において準用する第19号のイで定める状態像の者でなくとも、施行日から起算して6月を超えない期間において、対象外種目に係る指定介護予防福祉用具貸与を受けることができることとされている。

この場合、経過措置対象者は、平成18年4月1日から同年9月3 0日までの間に施行日前の認定の有効期間又は契約期間が終了した 場合であっても、認定や契約の更新がなされた場合は、引き続き、 施行日から起算して6月を超えない期間までは、対象外種目に係 る指定介護予防福祉用具貸与を受けることが可能である。

表 (略)

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年老企第22号)

師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により、当該医師

(傍線の部分は改正部分)

改 ΤE 後 (案) TE. 前 第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 3 運営に関する基準 3 運営に関する基準 (7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針 (7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針 ② 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反 ② 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反 映 (第21号・22号) 映 (第21号・22号) ア (略) ア (略) イ 介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを指定福祉用具 イ 介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを指定福祉用 具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より 貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手 した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定福 入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を 指定福祉用具貸与事業者へ送付しなければならない。 祉用具貸与事業者へ送付しなければならない。 なお、介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第7 7号) 第3条の施行の日(以下「施行日」という。) 前に対象外 種目に係る指定福祉用具貸与を受けていた者については、軽度 者で「厚生労働大臣が定める者等」(平成12年厚生省告示第23 号) 第十九号のイで定める状態像の者でなくとも、施行日から 起算して6月を超えない期間において、対象外種目に係る指定 福祉用具貸与を受けることができることとされている。 ウ 介護支援専門員は、当該軽度者が「指定居宅サービスに要す る費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養 管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援 に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留 意事項について」(平成12年老企第36号)の9の(2)の① のウの判断方法による場合については、福祉用具の必要性を判 断するため、利用者の状態像が、同i)からiii)までのいずれ かに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医

の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければならない。この場合において、介護支援専門員は、指定福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければならない。

○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について(平成18年老 振発第0331003号・老老発第0331018号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後(案)

改正前

- 第二 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- 4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (1)
 - ② 介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売の介護予 防サービス計画への反映 (第23号・24号)

ア (略)

イ 担当職員は、当該利用者の調査票の写しを指定介護予防福祉 用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村よ り入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書 を指定介護予防福祉用具貸与事業者へ送付しなければならない。

ウ 担当職員は、当該利用者が「指定介護予防サービスに要する 費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項に ついて」(平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老 老発第0317001号)の11の(2)の①のウの判断方法による場合 については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態 像が、同i)からiii)までのいずれかに該当する旨について、 主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所

- 第二 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- 4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (1)
 - ② 介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売の介護予 防サービス計画への反映 (第23号・24号)

ア (略)

イ 担当職員は、当該利用者の調査票の写しを指定介護予防福祉 用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村よ り入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書 を指定介護予防福祉用具貸与事業者へ送付しなければならない。 なお、介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第7 7号)第3条の施行の日(以下「施行日」という。)前に対象外 種目に係る指定福祉用具貸与を受けていた者については、「厚 生労働大臣が定める者等」(平成12年厚生省告示第23号)第19 号のイで定める状態像の者でなくとも、施行日から起算して6 月を超えない期間において、対象外種目に係る指定介護予防福 祉用具貸与を受けることができることとされている。 見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を介護予防サービス計画に記載しなければならない。この場合において、担当職員は、指定介護予防福祉用具貸与事業者より、当該利用者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければならない。

福祉用具が必要となる主な事例内容(概略)

李例類型	必要となる復注用具	事例内。蓉(概略)
I 状態の変化	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体 位変換器 ・移動リフト	パーキンソン病で、内服加療中に 急激な症状・症候の軽快・増悪を 起こす現象(ON・OFF現象)が頻 繁に起き、日によって、告示で定 める福祉用具が必要な状態となる。
	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体 位変換器 ・移動リフト	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
Ⅱ 急性増悪	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体 位変換器 ・移動リフト	末期がんで、認定調査時は何とか 自立していても、急激に状態が悪 化し、短期間で告示で定める福祉 用具が必要な状態となる。
Ⅲ 医師禁忌	▪特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の 利用により、一定の角度に上体を 起こすことで、呼吸不全の危険性 を回避する必要がある。特殊寝台 の必要性を医師からも指示されて いる。
	•特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	•特殊寝台	重度の逆流性食道炎(嚥下障害) で、特殊寝台の利用により、一定 の角度に上体を起こすことで、誤 嚥性肺炎の危険性を回避する必 要がある。特殊寝台の必要性を医 師からも指示されている

事例類型	必要となる福祉用具	事 例 内 容 (概略)
Ⅲ医師禁忌	・床ずれ防止用具・体 位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床 ずれ発生リスクが高く、床ずれ防 止用具の利用により、床ずれの危 険性を回避する必要がある。床ず れ防止用具の必要性を医師から も指示されている。
	移動用リフト	人工 股関節の術後 で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の 危険性を回避する必要 がある。移動用リフトの必要性を医師からも 指示されている。